

岩手県告示第105号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成24年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社和泉屋本店	陸前高田市気仙町字町98番地	平成24年2月8日
有限会社小林商店	陸前高田市広田町字前花貝173番地	〃